

**平成23年度  
特別委員会調査研究結果報告書**

**災害対策検討特別委員会**

**平成24年2月  
豊田市議会**

## 目 次

1	設置の経過	2
2	調査研究事項	3
3	委員会開催状況と内容	4
4	調査研究結果	6
	(1) 調査の概要	6
	(2) 想定される被害状況	6
	(3) 本市の地震対策等の現状	9
	(4) 東海豪雨後の主な風水害対策	10
	(5) 地域防災力の向上の取組	11
	(6) 地震対策アクションプラン	13
	(7) 視察調査	17
	(8) 課題	28
5	提 言	32
6	おわりに	40
	【参考資料】	41

平成24年2月23日

豊田市議会議長

河合芳弘様

災害対策検討特別委員会

委員長 加藤昭孝

## 災害対策検討特別委員会調査研究結果報告書

本委員会は、平成23年5月18日の本会議において設置されて以来、委員会の設置目的である、東日本大震災を教訓とし、巨大地震等の災害時における危機管理及び大規模災害時における議会の役割、対応、体制等の確立について調査研究を進めてきた。

これまでの経過と平成23年度の活動について、その結果を報告する。

### 記

## 1 設置の経過

(1) 平成23年3月11日発生した東北地方太平洋沖地震は、日本における観測史上最大の規模、マグニチュード9.0を記録した。

気象庁の発表によると、震源域は長さ約450km、幅約200kmの広範囲に及び、この地震により、場所によっては最大40.5mに及ぶ大津波が発生し、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらした。

大津波以外にも、地震の揺れや液状化現象、地盤沈下などによって、東北と関東の広大な範囲で被害が発生し、各種ライフラインも寸断された。地震と津波による被害を受けた東京電力福島第一原子力発電所では、全電源を喪失して原子炉を冷却できなくなり、大量の放射性物質の放出を伴う重大な原子力事故に発展した。この事故により、原発のある地域を中心とする周辺一帯の住民は長期の避難生活を強いられている。

(2) 豊田市は、平成14年4月には東海地震の地震防災対策強化地域に指定され、平成15年12月には東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されている。

また、平成17年4月の合併によって、全市域が「東海地震に係る地震防災対策強化地域」及び「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定されることとなった。

これまでこれらの地震は、100年から150年周期で同時に発生していた。しかし、1944年（昭和19年）に東南海地震、1946年（昭和21年）に南海地震が発生したが、東海地震は発生せず、前回から150年以上経過している。東海地震は、特に地震発生の原因となる地殻のひずみが限界に来ており、い

つ地震が起きてもおかしくないと言われている。

東日本大震災発生後、これらの地震3つが連動して発生するという事態も想定され、巨大地震に対する対策が最大の急務であり、課題となっている。

このような状況に鑑み、東日本大震災を教訓とした巨大地震等の災害時における危機管理及び大規模災害時における議会の役割、対応、体制等の確立について調査研究すべく委員会を立ち上げることとなった。

- (3) 平成23年5月18日の本会議において設置され、11名の委員が選出された。  
安藤康弘 伊井房夫 板垣清志 加藤昭孝 加藤和男 田代研 中村孝浩  
根本美春 三江弘海 光岡保之 山田和之

なお、山田和之委員は、平成23年12月2日に逝去された。

- (4) 同日開催された委員会において、委員長に加藤昭孝、副委員長に三江弘海をそれぞれ互選した。

## 2 調査研究事項

本委員会は、今後の防災のあり方と、その際、議会としてどのようにかかわるのかを調査研究することとし、目的、テーマ及び具体的な調査研究事項については、次のとおりとすることとした。

### (1) 目的

東日本大震災を教訓とし、巨大地震等の災害時における危機管理及び大規模災害時における議会の役割、対応、体制等の確立について調査研究する。

### (2) テーマ

今後の防災対策のあり方と議会のかかわり方

### (3) 調査研究事項

#### ①今後の防災体制（危機管理）のあり方について

7市町村合併後、平野部、山間部の防災体制（危機管理）のあり方が問われている。東海豪雨や稲武ダウンバーストなどの検証を行いつつ、今後の防災体制（危機管理）のあり方について調査研究する。

#### ②議会のかかわり方について

巨大地震や大規模災害時における議会、議員のとりべき行動などとともに、本市がとる防災体制（危機管理）とのかかわり方を調査研究する。

### (4) 調査期間

平成23年5月18日～平成24年1月16日

### 3 委員会開催状況と内容

回	期 日	内 容
1	平成23年5月18日(水)	・ 正副委員長の互選
2	6月8日(火)	・ 調査研究テーマ及び年間活動スケジュールの検討 ・ 行政視察の日程の調整
—	6月22日(水)	・ 被災地派遣職員等の報告 「自衛隊による東日本大震災対処の状況」 「東日本大震災の被災地における活動」
3	7月1日(金)	・ 豊田市の地震対策の現状、想定される被害状況等について執行部(社会部)の聞き取り調査 ・ 調査研究テーマの検討
4	7月29日(金)	・ 調査研究テーマの選定 ・ 過去の災害事例について説明 ・ 新豊田市地震対策アクションプランについて説明
5	8月18日(木)	・ 過去の災害事例の検証等(社会部) ・ 新豊田市地震対策アクションプランの実施状況について概要説明(社会部) ・ 大規模災害時における議会、議員のとるべき行動及びかかわり方の検討 ・ 視察先候補地の選定 ・ 防災講演の確認
6	防災講演 9月27日(火)	・ 防災講演(勉強会)の実施 講演テーマ 「地域防災対策について」 講師 栗田暢之氏 ・ 防災講演についての意見交換 ・ 行政視察先の事前説明
—	行政視察 9月28日(水)	・ 行政視察の実施 愛知県安城市 安城市議会地震等災害対策本部設置要綱について
—	行政視察 10月4日(火) ～10月6日(木)	・ 行政視察の実施 新潟県長岡市 地域防災力強化の取組について 新潟県三条市 減災対策の推進について 東京都荒川区 地域防災力の向上策の取組について
7	10月17日(月)	・ 行政視察の総括及び意見交換 ・ 豊田市議会地震等災害対策本部設置要綱(案)について

回	期 日	内 容
8	11月7日(月)	・提言事項の検討 ・提言(案)について
9	11月30日(水)	・提言事項の決定 ・調査研究結果報告書(案)について
10	12月19日(月)	・調査研究結果報告書(案)について
11	平成24年1月16日(月)	・調査研究結果報告書(案)について

## ※【用語の説明】

### ●東海地震

- ・ 昭和40年代から、静岡県駿河湾を震源域とする大規模地震発生の可能性が指摘されている。これを想定東海地震と呼んでいる。東海地震に備えるため、昭和53年に「大規模地震対策特別措置法」が施行された。
- ・ 昭和54年におおよその震源域(静岡県西部・駿河湾一帯)が想定されていたが、これまでの観測データを基に、平成13年に想定震源域が見直しされた。
- ・ この見直しに伴い震源域が西方(浜松市付近)に拡大し、豊田市の南西部で震度6弱以上の予測値が出された。

### ●東南海地震

- ・ 静岡県西部(浜松市付近)から和歌山県紀伊半島の沖合いを震源域とする地震で、過去100年から150年の間隔で繰り返し発生している。
- ・ 国の発表では、マグニチュードは8前後と予測しており、豊田市においては南西部で震度6弱以上の予測値が出されている。
- ・ 東南海地震等に備えるため、平成14年7月に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が公布された。

### ●南海地震

- ・ 南海地震は、紀伊半島の紀伊水道沖から四国南方沖を震源とする周期的な巨大地震の呼称でマグニチュード8級の海溝型地震が100年から150年の間隔で繰り返し発生している。
- ・ 過去の記録からは、東海・東南海地震とほぼ同時に連動、または2年程度までの間隔をあけて連動して発生している。

### ●東海豪雨

- ・ 平成12年9月11日、12日を中心に愛知県名古屋市及びその周辺で発生した豪雨災害

### ●稲武ダウンバースト

- ・ ダウンバーストとは気象現象の一つで、局地的かつ一時的に上空から吹く極端に強い下降気流。平成19年7月12日に豊田市の稲武地区で起きた突発的災害は、このダウンバーストの発生によるものである。

## 4 調査研究結果

### (1) 調査の概要

本委員会は、平成23年5月18日に設置されて以来、「3 委員会開催状況と内容」のとおり、これまで11回にわたって委員会を開催してきた。

この間、執行部に対し、平成18年2月策定の「新豊田市地震対策アクションプラン」はじめ本市における大規模地震の地震防災対策の概要について、適宜、説明を求めて質疑を行うとともに、地震対策の現状、想定される被害状況等について聞き取り調査などを行った。

また、過去の災害事例（平成12年9月発生の東海豪雨災害及び平成19年7月発生の稲武地区突発災害）について執行部から説明を聴取し、それぞれの災害事例について検証を行うとともに、意見交換等を行った。

さらに、委員会の現地調査として、新潟県中越地震の被災地であり、地震対策の先進地である新潟県長岡市及び三条市並びに災害対応力で高評価（防災力ランキング1位）の東京都荒川区について調査を行った。あわせて、県内では安城市において、安城市議会地震等災害対策本部設置要綱などの整備状況について調査を行った。

なお、地域防災対策について、特定非営利活動法人レスキューストックヤードの代表理事である栗田暢之氏を講師としてお招きし、防災に関する講演を行い、本委員会の調査研究の参考とした。

調査研究の結果の内容については、以下のとおりである。

### (2) 想定される被害状況

#### ■ 予想される地震災害

本市に被害を及ぼすと考えられる地震は、東海地震、東南海地震、東海地震及び東南海地震の連動が予想される。また、市北西部に存在する猿投一境川断層等の活断層による地震が想定される。

本市の地震対策は、想定される地震の中で、最も大きな被害を及ぼすと予想される東海地震と東南海地震が連動した場合を想定して行われている。

また、本市は東海地震の地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震の地震防災対策推進地域に指定されており、南部の一部に震度6強が想定されている。

なお、東日本大震災は、想定された事態を超える大災害であり、今後想定される地震についても想定のあり方の見直しを考慮すべき事態が生じている。

今後、本市においても東海地震、東南海地震・南海地震のそれぞれの地震の対応に加えて、3つが連動する地震の発生を想定した防災対策の強化・促進が求められるところである。

■ 東海地震・東南海地震が同時発生した場合の震度予測、被害予測等

想定項目		区分	想定結果	
計測震度面積分布率		震度5弱以下	73%	
		震度5強	19%	
		震度6弱	8%	
		震度6強	若干	
		震度7	0%	
液状化危険度面積分布率		かなり低い	89%	
		低い	6%	
		高い	4%	
		かなり高い	1%	
建物被害件数		全壊棟数	約600棟	
		半壊棟数	約3,210棟	
火災発生件数（18時）		出火件数	約10件	
		焼失棟数	約20棟	
ライフライン機能支障		上水道	約30,000戸	
		都市ガス	約9,500戸	
		LPガス	約2,610戸	
		電力	約23,190口	
		電話	約4,100件	
		下水道	約800人	
人的被害		5時	死者数	約10人
			負傷者数	約760人
		12時	死者数	約10人
			負傷者数	約560人
		18時	死者数	約10人
			負傷者数	約540人
帰宅困難者数（突発時）			約60,000人	
1日後の 避難場所生活者	自宅建物被害による避難		約1,240人	
	ライフライン支障による避難		約11,000人	

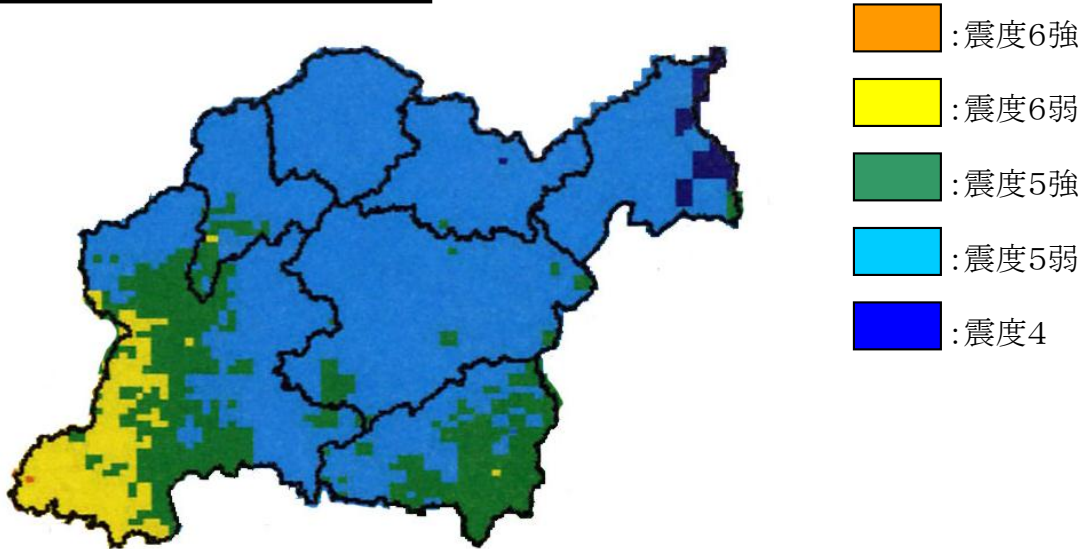
愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書（愛知県防災会議地震部会、平成15年3月による。）



## 参 考

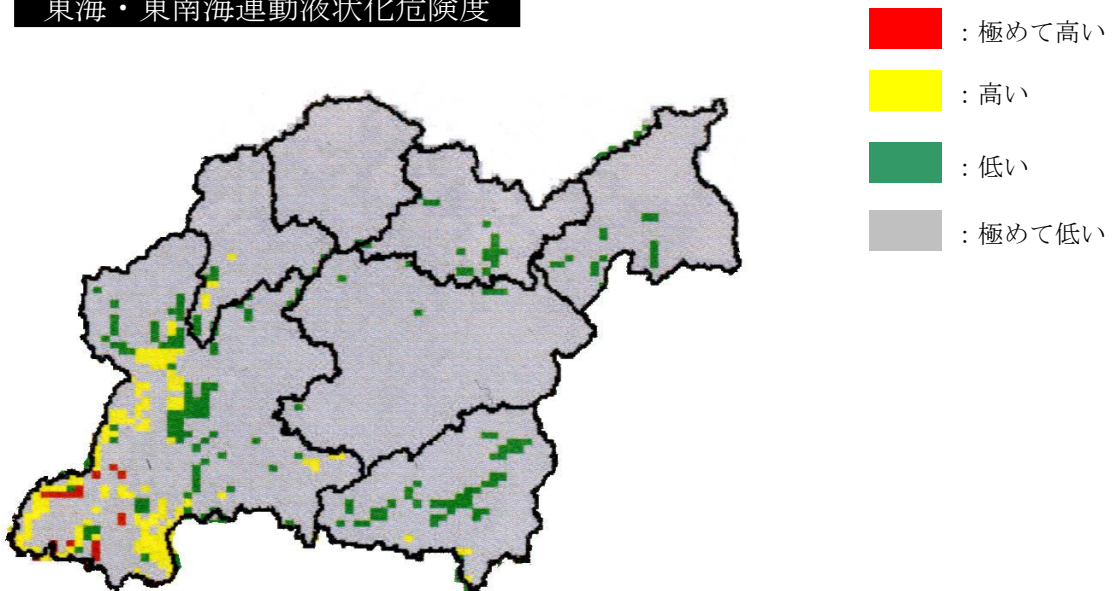
※ 本市における東海・東南海連動被害予測を図示すると、次のとおりである。

### 東海・東南海連動被害予測



※ また、東海・東南海連動液状化危険度を同様に図示すると、次のとおりである。

### 東海・東南海連動液状化危険度



(図は、愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書から抜粋)

(3) 本市の地震対策等の現状

実 施 項 目 等
<p>①地震対策アクションプランに基づく事業の実施</p> <p>ア 東海地震防災対策強化地域指定に伴い、地震対策アクションプラン（地震対策事業緊急3か年計画）を策定し、平成15年度から17年度までに10項目の基本方針に基づく132の地震対策事業（約53億円）を実施</p> <p>イ 合併に伴い強化地域及び推進地域指定が全エリアに拡大したことにより、計画を見直し、新たに平成18年度から20年度まで、新地震対策アクションプランを実施（事業数99、事業費約102億5千万円）</p> <p>ウ 平成21年度からは、必要な耐震化対策を推進</p>
<p>②災害情報支援システムの構築 ※内部開発</p> <p>ア 行政情報ネットワークを活用し、地区の防災拠点（交流館、支所）と災害対策本部（情報管理室）を結ぶ災害情報支援システム（避難者情報、被害情報）を構築し、災害時の応急復旧体制の迅速化を整備</p> <p>イ 平成17年度に避難者情報に関するシステム開発</p>
<p>③防災行政無線の整備</p> <p>ア 住民への避難情報の一斉伝達体制を構築するために、防災行政無線の統合及びデジタル化</p> <p>イ 平成19・20年度整備実施（工事費 4,406,358千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中継局 8箇所設置</li> <li>・同報系屋外拡声子局 5局増設</li> <li>・移動系無線機 720機設置</li> </ul>
<p>④ハザードマップの作成</p> <p>ア 愛知県等が作成したデータを基に洪水、土砂災害ハザードマップ及び地震ハザードマップを作成し、関係住民に配布</p>
<p>⑤下水道接続型災害用便槽（マンホールトイレ）の整備</p> <p>ア 指定避難場所34箇所に整備</p>
<p>⑥災害用備蓄の推進</p> <p>ア 地区防災倉庫（17箇所）及び交流館防災倉庫（20箇所）を設置</p> <p>イ 非常食約17万食（避難者3日分、帰宅困難者：1食）、生活用品等を備蓄</p>
<p>⑦自主防災会の結成促進及び活動の充実</p> <p>ア 自治区を中心に329団体が結成（自治区数302、全自治区結成）</p> <p>イ 災害時要援護者を含めた「安否確認」や「被害状況の災害対策本部等への伝達訓練」を実施</p> <p>ウ 地域資源（専門知識、専用機械器具など所有者）の活用</p> <p>エ 家具の転倒防止対策を中心とした啓発活動の実施</p> <p>オ 自主防災会長からの推薦者を対象に防災リーダー養成講座を実施</p>

(4) 東海豪雨災害後の主な風水害対策

対策項目	実施内容	備考
①洪水標識の設置	洪水ハザードマップの想定浸水深を示した標識を、市内公共施設等に設置	
②「緊急メールとよた」配信情報追加	メール配信サービス「緊急メールとよた」で気象予警報等の配信を開始	
③エリアメールの開始	携帯電話のエリアメールサービスを開始	
④緊急情報一斉FAXの整備	自治区等への、災害情報や避難勧告等の緊急情報を伝達する一斉FAXを導入	
⑤雨量情報ネットワークシステムの整備	雨量観測情報をネットワーク化し、ホームページ及びメールで情報発信	
⑥矢作川豊田防災ステーションの建設	水害時の水防活動拠点施設として、水防センターを建設。水防用資機材を備蓄	
⑦一級河川安永川都市基盤河川改修事業	中心市街地の浸水被害の軽減を目的	
⑧ポンプ場の機能強化、新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中部ポンプ場第3ポンプ場増設</li> <li>・越戸ポンプ場新設</li> </ul>	
⑨学校貯留浸透施設やため池等の整備	雨水流出抑制対策、貯留能力約28万m <sup>3</sup>	
⑩矢作川水系における情報の伝達・交換	市内18箇所に監視カメラを設置。映像は防災防犯課で受信が可能	国
⑪一級河川矢作川堤防整備	堤防嵩上げ、漏水対策護岸等を実施	国
⑫高度情報通信ネットワークの整備	県機関、市町村等を無線で結び、各種の防災情報等を共有	愛知県
⑬一級河川矢作川改修事業	矢作川右岸越戸地区内の築堤工を実施	愛知県
⑭二級河川逢妻女川・逢妻男川改修事業	概ね5年に1回程度発生する規模の洪水を安全に流すための河川改修を実施	愛知県

## (5) 地域防災力の向上の取組

### ■ 豊田市市民防災総合演習

豊田市市民防災総合演習は、阪神・淡路大震災の『発災直後の救助救出活動などの防災活動は、そこに居合わせた者が行わざるを得ない。』という教訓を生かし、地域住民が防災技能を習得する事により、地域防災力の強化を目指し平成9年度からコミュニティ（中学校区）単位に実施している。

実施にあたっては、地域住民により、訓練部会を組織し企画・運営にあっている。

平成22年度からは、地震災害、風水害など、特に訓練の必要性が高い災害を想定し、積極的に地域の実情に即した訓練としている。

#### 【平成22年度実績】

##### ①稲武地区（土砂災害想定）

・稲武中学校 8月29日（日）実施、参加者 630人

##### ②猿投台地区（東海地震想定）

・猿投台中学校 12月5日（日）実施、参加者 1,000人

#### 【主な訓練内容】

##### ①情報伝達、避難訓練

##### ②救急救命講習（救命基礎講習）

##### ③防災技能講習（初期消火訓練、倒壊家屋救出訓練、応急テント組立訓練、積土のう訓練）

##### ④避難所運営演習（物資輸送、給食活動、飲料水対策、トイレ対策、環境整備対策、災害時要援護者対策、避難所設営、ボランティア活動）

##### ⑤体験展示コーナー（地震体験、煙道体験、はしご車の試乗） など

#### 【過去の実績】

回	実施年度	実施地区	回	実施年度	実施地区
1	平成9年度	逢妻地区	13	平成18年度	末野原地区
2	平成10年度	高橋地区	14		美里地区
3	平成11年度	保見地区	15	平成19年度	益富地区
4	平成12年度	前林地区	16	平成20年度	朝日丘地区
5	平成13年度	石野地区	17		猿投地区
6	平成14年度	松平地区	18	平成21年度	竜神地区
7	平成15年度	井郷地区	19		梅坪台地区
8		上郷地区	20	平成22年度	稲武地区
9	平成16年度	若林地区	21		猿投台地区
10		崇化館地区	22	平成23年度	小原地区
11	平成17年度	若園地区	23		下山地区
12		豊南地区	平成23年度以降 旭、足助、藤岡地区		

## ■ 自主防災会活動支援

大規模な地震、水害などの大災害発生直後は、防災関係機関（消防、警察）の対応能力をはるかに超える被害が予想され、住民と地域を守ることができる「自主防災組織」の活動が必要不可欠である。

自主防災会が実践戦的な研修・訓練によって真の安全・安心まちづくりの求心力となるために、育成、活動のための支援を実施している。

### 【自主防災事業補助金】

- ・ 自主防災会の育成を推進するために、自主防災会が行う防災活動に必要な防災施設の整備、防災資器材の整備及び組織運営に対し、1/2を補助（限度額35万円）

### 【自主防災会活動支援】

- ・ 防災訓練に消防防災専門指導員を派遣及び非常食等の提供
- ・ 防災セミナーで講習（避難所運営ゲーム、クロスロード、災害図上訓練）を実施
  - 避難所運営ゲーム……………発災後の避難所運営として、様々な事情を抱えた人々が大勢避難してくる状況等にどう対応していくかを模擬体験するゲーム
  - クロスロード……………災害への備えや災害後に起こる様々な問題を自分の問題として積極的に考えるゲーム
  - 災害図上訓練……………日常では気づかない地域の災害に対する「弱点」を明らかにし、防災の意識を向上させ、訓練終了後には、自動的に「防災マップ」（※補助対象）が出来上がる。

### 【自主防災会リーダー養成講座】

- ・ 目的等……………災害に対して正しい知識や、防災活動の技術を習得した地域の実践的な防災リーダーを養成し、総合的な地域防災力の向上を図る
- ・ 平成22年度修了者 143名

## (6) 地震対策アクションプラン

平成14年4月

「東海地震防災対策強化地域」指定

↓  
切迫性の高い地震に対する効果的で効率的な被害軽減対策

↓  
「豊田市地震対策アクションプラン」策定

- ・計画期間 平成15年度～平成17年度
- ・10の基本方針
- ・132事業項目・事業費52億7千万円

平成17年4月

市町村合併により全市域が指定  
・東海地震防災対策強化地域  
・東南海・南海地震防災対策推進地域

《新たな課題》

- ・市域の拡大
- ・中山間地域面積の増加  
土砂災害、孤立集落  
迅速な情報伝達体制の構築

《継続が必要な事業》

- ・道路、橋梁、上下水道施設等の耐震化

↓  
「新」地震対策アクションプランの策定

### 基本理念

- I 予防対策……市民の生命と財産を守る
- II 応急対策……被災後の市民生活を守る
- III 復旧・復興対策  
……市民生活を安定させる

### 基本方針

1	防災意識の普及・啓発の推進
2	情報収集・伝達体制の強化
3	耐震化対策の推進
4	災害応急対策の充実
5	災害時要援護者対策及びボランティア支援体制の確立
6	関係機関及び民間事業所等との連携強化
7	被害調査体制の整備
8	公共施設における防災応急体制の確立
9	復旧・復興体制の整備
10	職員教育及び防災訓練の充実

### 目標

- ①市民、企業、行政の共働による防災対策の推進  
自助、互助、公助の役割分担と協働による防災対策の推進
- ②地震に強いまちづくりの推進  
住宅等の耐震性向上、山間地域の孤立対策、  
社会基盤施設及び都市構造の耐震化
- ③災害対策活動への備えの強化  
迅速かつ的確な応急対策活動のための事前準備、実践的な  
対応方法の具体化

なお、「新」地震対策アクションプランの概要は、次表のとおりである。



■ 「新」地震対策アクションプラン（平成18年度～平成20年度）の概要

区分	事業計画費	区分	事業計画費		
<b>1 防災意識の普及・啓発の推進</b>					
<input type="checkbox"/> 土砂災害ハザードマップを作成し、地震等による危険な区域を市民に周知する。 (社会部) <input type="checkbox"/> 県の行なう土砂災害防止法による「警戒区域」「特別警戒区域」を指定するための事業の推進協力と市民への周知を図る。 (建設部) <input type="checkbox"/> 家具転倒防止対策の必要性を防災訓練時やセミナー等を通じ啓発用品の配布等によりPRする。 (社会部) <input type="checkbox"/> 災害時徒歩帰宅者支援対策として徒歩帰宅支援ルートマップを作成する。 (社会部)	新規				
<input type="checkbox"/> 自主防災会の育成と結成促進 (社会部) <input type="checkbox"/> 防災学習センターを活用した啓発を行なう。 (消防本部)	継続				
事業数	17事業 (ソフト事業17) 新規4 継続13	※H15～17; 17事業 307百万円	167百万円		
<b>2 情報収集・伝達体制の強化</b>					
<input type="checkbox"/> 防災行政無線を新たに整備し、デジタル化による全市統一の防災情報収集・伝達システムを構築する。 (社会部) <input type="checkbox"/> 消防救急無線のデジタル化による新たな通信体系を検討する。 (消防本部)	新規				
<input type="checkbox"/> 災害情報支援システムの早期構築を図る。 (社会部)	継続				
事業数	5事業 (ソフト事業4、ハード事業1) 新規2 継続3	※H15～17; 9事業 25百万円	3,400百万円		
<b>3 耐震化対策の推進</b>					
<input type="checkbox"/> 広域避難地に指定されている公園を防災公園として整備し防災機能の充実を図る。 (建設部) (毘森、西山、加茂川、中央、平山、土橋、井上公園) <input type="checkbox"/> 簡易水道給水区域の水道施設に対し耐震対策を実施する。 (上下水道局)	新規				
<input type="checkbox"/> 合併により必要となった幼・保育園、小中学校及び交流館等の公共建築物の耐震診断、耐震補強を実施する。【合併町村小中学校、交流館等公共建築物】 (関係部署) <input type="checkbox"/> 地震により倒壊する恐れがある木造住宅の耐震診断を無料で実施する。また木造住宅の耐震改修費用、危険住宅の解体費の一部を補助する。【耐震診断1,200棟、耐震改修補助240棟】 (都市整備部) <input type="checkbox"/> 道路、橋梁、河川、上下水道、農・林・水・産施設等の耐震補強を実施する。 (関係部署) 【道路対策工37箇所、防災点検750箇所、橋梁対策工38橋、下水道12施設 他】	継続				
事業数	32事業 (ソフト事業9、ハード事業23) 新規4 継続28	※H15～17; 33事業 4,393百万円	6,312百万円		
<b>4 災害応急対策の充実</b>					
<input type="checkbox"/> 地震により孤立となる恐れのある地区の調査と情報機器の整備をする。 (消防本部、社会部) <input type="checkbox"/> 防災用ヘリコプターの夜間も運用可能な離発着場を確保する。 (消防本部) <input type="checkbox"/> 災害発生時の犬猫等の保護対策を実施する。 (福祉保健部) <input type="checkbox"/> 災害時に発生する一般廃棄物等の収集・運搬を迅速、適切に実施するための体制を整備する。 (環境部)	新規				
<b>5 災害時要援護者対策及びボランティア支援体制の確立</b>					
<input type="checkbox"/> 生活物資、防災資機材などの公共備蓄等の整備を行なう。 (社会部) (目標備蓄食糧168千食、防災倉庫1箇所) <input type="checkbox"/> 災害時用マンホールトイレ及び資機材の整備を行なう。(整備予定10箇所) (社会部、上下水道局) <input type="checkbox"/> 災害発生時の応急救護用医療機材、医薬品の配備・管理を行なう。 (福祉保健部)	継続				
事業数	23事業 (ソフト事業18、ハード事業5) 新規5 継続18	※H15～17; 33事業 522百万円	342百万円		
<b>6 関係機関及び民間事業所等との連携の強化</b>					
<input type="checkbox"/> 地震対策事業者連絡会等関係事業者との対応訓練など連携を強化する。 (社会部)	継続				
事業数	2事業 (ソフト事業2) 継続2	※H15～17; 9事業 1百万円	—		
<b>7 被害調査体制の整備</b>					
<input type="checkbox"/> 工業被害、商業施設被害調査等情報収集のマニュアル化を行なう。 (産業部) <input type="checkbox"/> 被災建物及び宅地の応急危険度判定体制の運用と応急危険度判定士などの養成を進める。 (毎年 宅地判定士3名、被災建物応急危険度判定士2名を養成確保) (都市整備部)	新規 継続				
事業数	6事業 (ソフト事業6) 新規1 継続5	※H15～17; 3事業 1万円	80万円		
<b>8 公共施設における防災応急体制の確立</b>					
<input type="checkbox"/> 関係各部署において策定された地震防災応急対応マニュアル等を各対策部で実施する図上訓練の検証により随時見直しを行なう。 (関係部署)	継続				
<b>9 復旧・復興体制の整備</b>					
<input type="checkbox"/> 速やかな災害復興のため、支援策、相談窓口の開設など復興計画を策定する。(関係部署)	継続				
事業数	4事業 (ソフト事業4) 継続4	※H15～17; 8事業 78万円	—		
<b>10 職員教育及び防災訓練の充実</b>					
<input type="checkbox"/> 東海地震注意情報から地震発生に対応した市民総合防災演習を実施する。 (社会部) <input type="checkbox"/> 災害対策本部体制における自らの役割を習得する職員の訓練を実施する。 (社会部)	継続				
事業数	5事業 (ソフト事業5) 新規1 継続4	※H15～17; 4事業 17百万円	21百万円		
<table border="0" style="width:100%;"> <tr> <td style="width:50%;"> <b>総事業項目 99事業 (予定事業数)</b>                (ソフト事業70、ハード事業29)                (新規事業18、継続事業81)                総事業費 約102億5千万円 (平成18～20年度概算事業費)             </td> <td style="width:50%; text-align:right;">               ※平成15～17年度事業                総事業項目 132事業                総事業費 約52億7千万円             </td> </tr> </table>				<b>総事業項目 99事業 (予定事業数)</b> (ソフト事業70、ハード事業29) (新規事業18、継続事業81) 総事業費 約102億5千万円 (平成18～20年度概算事業費)	※平成15～17年度事業 総事業項目 132事業 総事業費 約52億7千万円
<b>総事業項目 99事業 (予定事業数)</b> (ソフト事業70、ハード事業29) (新規事業18、継続事業81) 総事業費 約102億5千万円 (平成18～20年度概算事業費)	※平成15～17年度事業 総事業項目 132事業 総事業費 約52億7千万円				

## 「新地震対策アクションプラン」について

豊田市地震対策会議は、防災行政無線の整備、公共施設等の耐震化対策を盛り込み、計画期間を平成18年度から平成20年度までの3年間とする（新）地震対策アクションプランを策定した。

このプランは、

- ①現在の地震アクションプラン終了後も継続的な地震対策事業の必要性
- ②合併により全市域が東海地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されことに伴う旧町村エリアにおける地震対策事業実施の必要性
- ③防災行政無線の仕組が旧市町村ごとに異なることによる住民への情報伝達体制の統一化の必要性

の理由により、今後早急に実施すべき地震対策事業を、担当部局、概算事業費、事業実施年度を明確にし、10の基本方針毎に体系化したものである。

なお、計画の進捗管理は、毎年度、豊田市地震対策会議において実施する。

### ■【計画概要（新・現アクションプラン比較）】

区 分	現地震対策アクションプラン	新地震対策アクションプラン
策定年度	平成15年2月	平成18年2月
策定理由	東海地震強化地域指定 (平成14年4月)	事業継続 合併エリア対応 防災無線統一
計画期間	平成15年度～平成17年度	平成18年度～平成20年度
事業項目数	132事業	99事業 新規事業 18 継続事業 81
総事業費	約52億7千万円 (平成17年度見込み含む)	約102億5千万円 (計画ベース)

### ■【主な事業（概算事業費は計画期間ベース）】

- (1) 合併市町村で異なった種類、周波数の防災行政無線を統合  
概算事業費 約34億円
- (2) 耐震化対策の推進  
概算事業費 約63億円
  - ・合併町村エリア小中学校、交流館等公共建築物の耐震補強工事
  - ・道路、橋梁、上下水道、農林施設等の耐震補強工事
  - ・昭和56年以前建築の木造住宅への無料耐震診断及び耐震改修補助

### ■【年次計画】

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
概算事業費	約18億4千万円	約58億5千万円	25億6千万円



## 新地震対策アクションプランの特徴事業

### (1) 地震による孤立集落への対応

合併により中山間地域が増大し、土砂災害危険箇所等が増加したため、そこに立地し、孤立する恐れの高い集落への対策が必要である。

#### ①孤立地区調査と対応（新規事業）

孤立の恐れのある地区の、道路状況・地理・夜間も運用可能な緊急時ヘリポートの調査を行い、避難経路・優先道路の指定・道路防災対策工を行う。

#### ②土砂災害危険箇所等の市民への周知（新規事業）

ア 県が調査し指定する急傾斜地等土砂災害に関する「警戒区域」「特別警戒区域」の指定事業の推進を行う。

イ 危険箇所等を明記した地図（土砂災害ハザードマップ）を作成し、市民に配布・周知する。

### (2) 情報収集・伝達システム等の整備

現在の防災行政無線は、旧市内と6旧町村で全て種類、周波数が異なるため、全ての住民への情報伝達が一斉にはできない。よって、これを統制可能なように早急に全市統一のシステムを構築する必要がある。

災害時、避難場所における避難者情報は現在紙ベースで処理されているため、外部からの安否確認への対応に時間がかかるなど欠点がある。これをネットワーク化されたパソコンで処理することにより、的確に避難者の情報を把握し迅速に対応できるメリットが生ずる。

この避難者情報管理システム及び被害情報管理システムを開発し、両方をあわせて災害情報支援システムとし、災害応急対策の迅速化を図る。

#### ①防災行政無線を統合し、全市統一のシステムを構築する。（新規事業）

#### ②消防無線についてデジタル対応の新たな通信体系を構築する。（新規事業）

#### ③正確で迅速な災害情報等の収集・伝達体制を確立するために、災害情報支援システムの早期構築を図る。（継続事業）

### (3) 耐震化対策の推進（継続事業で合併エリアへの事業拡大）

合併町村は、東海地震強化地域指定からは全て外れ、東南海・南海地震推進地域指定は旧下山村、旧藤岡町が指定されていたが、地震対策は進んでいなかった。このため合併町村の公共建築物及び道路、橋梁等の耐震化を旧市内と同等に実施する。

#### ①合併町村の公共建築物（小中学校等）耐震対策事業

#### ②道路、橋梁、河川、上下水道・簡易水道施設等の耐震化対策事業

### (4) 災害応急対策の充実

(3)と同様な理由で、備蓄及び自主防災会の育成に関して旧市内と同等に実施する。

#### ①公共備蓄（食糧・資機材）及び自主防災会資機材整備について、合併町村も含めた整備を行う。（継続事業で合併エリアへの事業拡大）

#### ②災害用マンホールトイレ及び資機材の整備（旧市内のみ継続事業）

## (7) 視察調査

本委員会は、委員会の現地調査として、新潟県中越地震の被災地であり、地震対策の先進地である新潟県長岡市及び三条市並びに災害対応力で高評価（防災力ランキング1位）の東京都荒川区について調査を行った。また、県内の安城市において安城市議会地震等災害対策本部設置要綱などの整備状況について調査した。

具体的な調査事項は、次表のとおりである。

### ■ 調査事項

調査都市	調査事項
新潟県長岡市	防災力の強化の取組みについて ・ 中越地震の教訓を生かした防災 ・ 合併等による市域の広域化に伴う対策 ・ 中山間地域対策（孤立化、情報・通信伝達など） ・ ながおか市民防災センター
新潟県三条市	減災対策の推進について ・ 自主防災組織の育成 ・ 緊急告知 FM ラジオ及び戸別受信機の整備 ・ 地域防災力強化事業（ハザードマップの見直し） ・ 安心安全公共コモンズシステム構築事業（災害情報等の迅速な伝達システムの構築）
東京都荒川区	「地域防災力の向上策の取組みについて」 ・ 防災組織、総合震災訓練の強化の取組 ・ 防災無線の再構築の概要 ・ 防災（自助、共助）に関する区民への啓発活動 ・ その他特徴的な取組み等
愛知県安城市	安城市議会地震等災害対策本部設置要綱について ・ 要綱の概要、設置経緯等について ・ 安城市地震等災害対策本部とのかかわり方など災害対策本部との連携について ・ 議会、議員の具体的な役割等について ・ 要綱設置による成果について ・ 今後の課題及び取組みについて

■ 視察調査の内容

1 新潟県長岡市の取組

(1) 中越大震災の概要

- 名称 平成16年新潟県中越地震
- 発生 平成16年10月23日(土)午後5時56分
- 震源・規模 北魚沼郡川口町地内 深さ13km マグニチュード6.8
- 各地の震度
  - (震度7) 川口町
  - (震度6強) 小千谷市、山古志村、小国町
  - (震度6弱) 長岡市、十日町市、栃尾市、三島町ほか8町村

(2) 中越地震の特徴

- 大きい余震の多発 ●地盤災害 ●宅地を含む居住崩壊
- 中山間地の災害 ●地震と豪雪による複合災害

(3) 被害状況【人的被害と住家の被害】

区 分		新潟県全体	長岡市
死 者		68人	28人
負 傷 者		4,795人	2,438人
住 家 被 害	全 壊	3,175棟	2,197棟
	大規模半壊	2,167棟	1,457棟
	半 壊	11,643棟	7,052棟
	一部損壊	104,619棟	58,839棟
建 物 火 災		9件	7件

【長岡市が独自に取り組んだ対策】

- 地元放送局による情報発信
  - ・市災害対策本部会議を生中継(会議をマスコミに公開)
  - ・被害状況、イベント、復旧関連情報などを放送
- 仮設住宅団地にデイサービスセンター機能を整備
  - ・通所介護、訪問介護、配食サービス、介護予防、各種相談、地域交流
  - ・社会福祉法人に24時間体制で委託
  - ・利用者数 延べ21,487人
- 在住外国人に対する支援策の実施
  - ・外国人向け放送(英語、ポルトガル語、中国語など)
- 臨時災害対策用FM(コミュニティFM利用)放送局の開設
  - ・被災者等に災害対策情報や被災者救援のための生活情報を提供

(4) 長岡市防災体制の強化に向けた取組

**【長岡市防災体制強化の指針】**

**「5つの柱」**

- ①災害予防と減災対策
- ②地域防災力の強化
- ③災害情報伝達体制の整備
- ④応急対策と避難環境の整備
- ⑤災害対策本部機能の強化

地域防災計画の見直しのポイント

① 災害経験を踏  
まえた見直し

② 市町村合併に  
対応した見直

- 災害予防と減災対策を重視
- 地域防災力の強化
- 災害情報伝達体制の整備
- 応急対策と避難環境の整備
- 災害対策本部機能の強化
- 地域特性に配慮

(5) 防災体制強化の指針「5つの柱」の主な取組事例

- 地域防災計画の見直し
  - ① 災害予防と減災対策を重視
  - ② 応急対策と避難環境の整備
  - ③ 救援物資の見直し
  - ④ 民間流通在庫の活用
- 各種災害対応マニュアルの作成
  - ① 市災害対策本部設置・運営マニュアル、同本部事務局員マニュアル
  - ② 避難所開設マニュアル
  - ③ 物資関連、救援物資対応マニュアル
  - ④ その他小中学校の防災教材の作成
- 市民向け防災パンフレットの作成
  - ① 市民防災のしおり
  - ② 自主防災会結成と活動の手引き
  - ③ 洪水避難地図（洪水ハザードマップ）、土砂災害及び津波ハザードマップ
  - ④ ハザードマップを活用した訓練の実施

●災害情報伝達体制の整備

- ①緊急告知FMラジオの無償貸与及び緊急割込放送
- ②屋外拡声器の整備（FMながおか25基、防災行政無線148基）
- ③衛星携帯電話の配備（孤立対策等のため支所、集落等に配備 計58台）

●避難所（学校体育館）環境の整備

- ①出入口へのスロープ設置
- ②CAテレビ・電話・LAN端末設置
- ③受水槽に蛇口設置及びLPガス変換機に接続口設置
- ④トイレ洋式化
- ⑤防災物品の備蓄（地区防災センター）
  - ・発電機、投光機・毛布・車椅子・AED、簡易更衣室・授乳室
- ⑥災害を想定し設計した先進的校舎の試み
  - ・体育館横に屋根付き広場、炊出用給食室の設置、避難エリア分離



●中越市民防災安全大学の設立

- ①地域の防災リーダー養成
- ②市民安全ネットワークの形成

（6）長岡防災シビックコア地区の整備



## 2 新潟県三条市の取組

### (1) 新潟豪雨災害の対応状況の概要

- 災害対策本部設置 平成23年7月29日 13時25分
- 累加雨量 最大：笠堀地区1,006mm 最小：大面地区239mm
- 避難情報の発令状況

7月29日	避難情報の発令
13時25分	浸水想定地区に非難準備情報発令（30,151世帯）
15時20分	市全域に避難準備情報発令、下田地区一部に非難勧告発令
15時40分	浸水想定区域に非難勧告発令
18時10分	市全域に非難勧告発令（34,542世帯）
7月30日	避難情報の発令
5時30分	下田地区全域に避難指示発令（2,946世帯）

- 避難情報の伝達
  - ・同報系防災無線、コミュニティFM緊急割込み放送、ケーブルテレビ字幕放送、電子メール配信サービス、各種報道機関への周知、ドコモエリアメール配信など複数の媒体を通じた情報提供
  - ・さらに危険地域では、車載スピーカーでの広報活動
- 避難所開設状況（自主避難を含む。）  
73か所 2,798人（最大時）
- 人的被害  
死者 1、軽傷 2
- 住家等被害

被害状況	被害棟数	被害状況	被害棟数
全壊	10	床上浸水	13
大規模半壊	2	床下浸水	1,516
半壊	396	浸水	277

### (2) 災害に強いまちづくりを目指した対応状況

- 各種情報の収集
  - ①河川水位、雨量、ダム状況（インターネット、同報系防災行政無線システムの災害情報収集システムで収集）
  - ②河川監視用防災カメラの設置
  - ③民間気象協会から気象予報の入手（委託契約）
- 情報分析・判断
  - ①河川水位、雨量、ダム状況一覧表の作成
  - ②非難情報発令基準、職員非常配備基準の数値化

●情報の発進

- ①同報系防災行政無線の整備、コミュニティFM・ケーブルテレビとの連動
- ②メール配信サービス
- ③自治会内の連絡網の整備
- ④緊急告知FMラジオ、メッセージボード付き自動販売機の設置、河川情報表示板の設置

**緊急告知FMラジオの特徴**

- ・起動電波を受信すると電源が自動でONとなり、大音量で緊急告知放送受信
- ・同時にライトも点灯し、聴覚障害者の方への告知にも有効。停電時はライトとして利用可能
- ・風雨による雑音に影響なく、屋内放送を聞くことが可能
- ・通常時は、FM専用ラジオとして利用可能



●非難・誘導

- ①避難準備（要援護者避難）情報の創設
- ②災害対策（警戒）支部の設置
- ③第1次・第2次避難所の優先的開設・職員配置
- ④災害時要援護者への地域による支援
- ⑤ハザードマップの作成
  - ・新たなスタイルのハザードマップ作成（三条市豪雨災害対応ガイドブック）
  - ・洪水ハザードに関する3つのマップを掲載  
 気づきマップ、浸水想定区域図、逃げどきマップ及び判定フロー  
 まるごとまちごとハザードマップ（浸水深を電柱等に表示）

●他市町村との災害時相互応援協定

①災害時における近隣市町村相互応援協定

区分	内容
応援事項	日用品、食料、資材、機械、器具の提供、職員の派遣
協定先	新潟市、長岡市、新発田市、加茂市、燕市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、聖籠町、弥彦村、田上町

②遠隔地との災害時相互応援協定

区分	内容
応援事項	日用品、食料、資材、機械、器具の提供、職員の派遣 被災者の受入、役所機能確保のため必要な施設・設備の提供
協定先	三重県菰野町

### 3 東京都荒川区の取組

#### (1) 災害に強い安全・安心の街づくり（主な取組や活動）

取組及び活動	内 容
防災区民組織	全ての町会（119団体）で組織化
小型消火ポンプ	169台のD級ポンプを設置し、初期消火能力の向上と全小中学校（34台配置）の児童生徒の防災意識の啓発
区民消火隊（C級ポンプ）	消防団とは別の区民消火隊10隊（自主編成）の活用し避難道路等の延焼火災を防止
避難援助体制（おんぶ作戦）	昭和58年設置。要援護者の避難を援助 現在、55のおんぶ隊が組織
区民レスキュー隊	倒壊した家屋からの救助をする組織
防災訓練の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合震災訓練（中学生参加）</li> <li>・地域防災訓練（防災フェアなど）</li> <li>・避難所開設・運営訓練（実践的な合同演習）</li> </ul>

#### (2) 防災無線（荒川区防災無線局）の再構築

荒川区防災無線システムの体系				
防災行政無線局	①周波数 60MHz帯	固定系親局	親局2台 遠隔制御器4台	庁舎・防災センター
		遠隔制御機	屋外スピーカー 104局 個別受信機 163局	学校・公園等 区民事務所・学校
	②周波数 400MHz帯	移動系基地局	基地局2台 遠隔制御器7台	庁舎・防災センター
		移動系子局	車載無線機6台 携帯無線機28台 可搬型 1台	車輜等に積載 トランシーバー ボックスタイプ
地域防災無線局	③周波数 800MHz帯	地域防災無線 統制局	制御局2台 遠隔制御器7台	庁舎・防災センター
		地域防災無線 子局	半固定無線機 223台	庁舎・防災センター、 区民事務所、 学校、自治会等

#### (3) 防災に関する啓発活動

防災講演会	毎年1月中頃の講演会を実施し区民に啓発
防災訓練	中学生も参加できるメニューを用意し防災意識の啓発
広報誌	9月1日防災の日に広報による啓発



#### (4) その他の取組

- 住宅用火災報知器の全世帯へ配布
  - ・平成18年度～20年度に全世帯に配布による防災意識の高揚
- AEDの設置促進
  - ・公共施設を中心に289台設置。24時間営業の民間施設に12か所設置
- 災害時地域貢献施設助成
  - ・平成23年8月から洪水時の避難に3階建て以上の民間建築物を対象
- 家具類の転倒・落下防止金具取付助成
  - ・減災の取組の対策として1万円まで助成（区内業者が対象）
- バケツリレー用の防火バケツの設置
  - ・6割の住家が木造住宅であり、住家密集、狭隘な道路という住宅環境を考慮し、バケツリレーによる消火が有用と判断。バケツ1万個を購入設置
- 高所カメラの設置
  - ・災害時の早急な情報収集体制の構築
- 災害時応援協定の締結
  - ・災害時の応急対策の強化
  - ・緊急炊出し、飲料水使用、緊急輸送、燃料優先供給、工具類提供協定など関係団体と締結



## 4 愛知県安城市の取組

### (1) 安城市議会地震等災害対策本部設置要綱の整備状況

#### ●設置経緯等

- ・2会派の議員から防災対応に関し、災害時の議員の行動マニュアルについての要望を受けた。
- ・その結果、議長から議会改革検討委員会（議員9名で構成）に対し諮問する。
- ・東京都文京区の文京区議会地震等災害対策本部設置要綱をたたき台として、1年間かけて事務局素案を作成し、同検討委員会で設置した。

#### ●要綱の概要

- ・要綱第2条の設置において、文京区同様に市の対策本部が設置された場合に設置することができるとする裁量を認める規定とした。
- ・要綱第3条第3号の被災地等での調査活動が主たる議員の役割となる。
- ・要綱第4条の組織では、当初は本部員を常任委員長等議員の一部を対象としていたが、全議員を充てるよう改正している。
- ・要綱第9条委任では別に定めている事項等はない。
- ・要綱作成時においては、市執行部局と協議し、負担等にならないよう調整した。

#### ●課題等

- ・災害時の議員の行動については、公務性の有無を議論した結果、公務性を認めないこととした。
- ・本部を設置した事例はなく、有用性は現在のところ未確認である。
- ・改選議員の新人議員研修で要綱の説明をしたが、具体的な基準がなく不明点や疑問点が発生するなど、要綱の見直しをする予定である。

#### ●安城市議会地震等災害対策本部設置要綱

安城市議会地震等災害対策本部設置要綱は、次のとおりである。

(趣旨)

第1条 この要綱は、安城市議会地震等災害対策本部（以下「本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 安城市議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の大災害により、安城市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置された場合において、これに協力する必要があると認めるときは、安城市議会内に本部を設置することができる。

(所掌事務)

第3条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 情報を収集し、市対策本部と密接な連絡をとること。
- (2) 市対策本部と協力し、円滑な災害対策の推進を図ること。
- (3) 被災地、避難場所等の状況調査を行うこと。
- (4) 災害関連議会の運営の円滑化を図ること。

(組織)

第4条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、議長をもって充て、本部を代表し、その事務を総括する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 本部員は、本部長及び副本部長を除く全議員をもって充てる。

5 本部員は、本部長の命を受け本部の事務に従事する。

(本部員)

第5条 本部員は、本部が設置されたときは、自らの安否及び所在又は連絡先を明らかにするとともに、速やかに連絡体制を確立するものとする。

2 本部員の所掌事務は、原則として別表第1のとおりとする。

(班)

第6条 本部長は、別表第1に規定する安定期において、本部に総務企画班、経済福祉班、市民文教班及び建設班を置くことができる。

2 各班は、班長、副班長及び班員をもって組織する。

3 班長は、班を代表し、その事務を総括する。

4 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 班長、副班長及び班員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

6 各班の所掌事務は、別表第3のとおりとする。

(要請)

第7条 市対策本部に対する要請は、緊急の措置を要する事項を除き、本部長を通じてこれを行うものとする。

(協議)

第8条 市対策本部から本部としての判断を求められた事項については、本部長及び副本部長で協議し、対応するものとする。

(事務局)

第9条 本部の事務を処理するため、事務局を議会事務局に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

期間		所掌事務
初動期	災害発生日から起算して3日目までの期間	地域掌握が完了するまでの被災地における救出・救護活動に関すること。
展開期	災害発生日から起算して4日目から7日目までの期間	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部との情報交換に関すること。</li> <li>2 被災地、避難所等における状況調査に関すること。</li> <li>3 被災地、避難所等における情報収集及び要請事項の報告に関すること。</li> <li>4 被災者に対する相談及び助言に関すること。</li> <li>5 本部会議の開催に関すること。</li> </ol>
安定期	災害発生日から起算して8日目以降の期間	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第6条に規定する班による市対策本部への協力に関すること。</li> <li>2 全員協議会の開催に関すること。</li> <li>3 被災地、避難所等の視察に関すること。</li> <li>4 市への要請に関すること。</li> <li>5 国、県等への要望等に関すること。</li> <li>6 臨時会の開催に関すること。</li> </ol>

別表第2（第6条関係）

班名	班長	副班長	班員
総務企画班	総務企画常任委員会委員長	総務企画常任委員会副委員長	総務企画常任委員会委員（委員長及び副委員長を除く。）
経済福祉班	経済福祉常任委員会委員長	経済福祉常任委員会副委員長	経済福祉常任委員会委員（委員長及び副委員長を除く。）
市民文教班	市民文教常任委員会委員長	市民文教常任委員会副委員長	市民文教常任委員会委員（委員長及び副委員長を除く。）
建設班	建設常任委員会委員長	建設常任委員会副委員長	建設常任委員会委員（委員長及び副委員長を除く。）

別表第3（第6条関係）

班名	所掌事務
総務企画班	安城市災害対策本部要綱（以下「災害対策本部要綱」という。）別記2に規定する所掌事務のうち、総務部及び企画渉外部への協力に関すること。
経済福祉班	災害対策本部要綱別記2に規定する所掌事務のうち、福祉援助部及び経済支援部への協力に関すること。
市民文教班	災害対策本部要綱別記2に規定する所掌事務のうち、市民安全部、文教対策部及び避難所部への協力に関すること。
建設班	災害対策本部要綱別記2に規定する所掌事務のうち、建設部、都市対策部及び上下水道部への協力に関すること。

## (8) 課題

本委員会において、これまで実施してきた調査の結果を項目ごとにまとめた課題を整理すると、次のとおりである。

### ①情報伝達手段

- ・防災行政無線は地区により聞こえない地区が全体で2割弱あるなど、期待する成果を果たせていない。
- ・防災行政無線による全市域画一的な情報伝達の方法を見直す必要がある。
- ・平野部地域と山間部地域で情報伝達の方法を変更する必要がある。
- ・高齢者など情報提供手段として、携帯メールを使わない場合の対応を検討する必要がある。
- ・情報伝達多角化により、情報が確実に市内全域に伝わるようにする必要がある。
- ・防災行政無線、エリアメール等の伝達手段を含め、必要な情報が確実に全域に届くか確認する必要がある。
- ・非常事態では市民への情報の伝達や提供は大切な要素であるので、各種情報伝達機能を使って危険をいち早く市民に伝達する必要がある。(例えば、長岡市はケーブルテレビで災害対策本部の状況を放映している。)
- ・情報は屋内で大きくことができることが一番であり、情報発信や伝達には緊急告知FMラジオや防災行政無線戸別受信機の導入が効果的である。

### ②防災訓練の見直し・あり方

- ・防災訓練が行事化・形骸化しているので、実践的訓練を行う必要がある。
- ・防災訓練や避難所運営の初動マニュアルやガイドラインを明確に示す必要がある。
- ・定期的な訓練等により身体で体験することも重要だが、順番としてマニュアル等を最優先で整備する必要がある。
- ・訓練回数を増やし、機動力をあげる必要がある。平常時から様々な活動を通じて連携を図る必要がある。
- ・平常時における対応や訓練が減災につながるなので、地域を巻き込んだ効果的な防災訓練を実施する必要がある。
- ・啓発という観点から、防災や避難訓練などは一番大事な視点であるが、地震対策アクションプランでは触れられてない。
- ・防災訓練は啓発という観点から市民全員参加を基本として実施する必要がある。

### ③市民啓発、周知

- ・ 水害を避けるため七州城を高台に移築している例にもあるように、先人の教え（過去の経験）を生かす必要がある。
- ・ 風水害と火災とで避難の指定場所が違うが、いざという場合に間違いや判断の誤りも生じるので、市民に十分に啓発、周知徹底ができていないか問題である。また、誘導に関してとっさに判断できるか問題である。
- ・ 中心市街地に住む市民が災害に対する危機感の意識を持つことが必要であるので、各種マップを見るだけ、配るだけでは不十分である。特に、中心市街地を危険地域に指定することも検討する必要がある。
- ・ 地震はいつ発生するかわからないので、耐震化されていない施設の情報を市民に知らせる必要がある。
- ・ 避難勧告、指示といっても市民への周知が不十分である。
- ・ いろいろな機会を通して、防災意識の高揚につながる啓発活動を実施する必要がある。
- ・ 防災講演でも触れたが、猿投断層の理解が不可欠である。

### ④避難場所の設定

- ・ 中心市街地周辺は低地であり指定避難場所として不適切であり、高台に設置するよう検討する必要がある。また、地震で河川が決壊することも想定する必要がある。

### ⑤防災教育、生徒への対応

- ・ 地震対策アクションプランには子どもや生徒への配慮や対応に触れていないので、対応策を検討する必要がある。
- ・ 小さいときからの防災教育をこども園や小中全校で実施する必要がある。
- ・ 長岡市の小中学校用の災害対策教材も年齢に応じた内容で大変よくできており有効であると感じたので、防災教育の教材作成の参考とする必要がある。

### ⑥自助、共助、危機意識の醸成

- ・ 災害時には自助、共助といったソフト面を重視した対策を講ずる必要がある。
- ・ 地域のコミュニケーション、結束力などソフト面の強化が何より大切であり、普段から災害に対する危機意識を持たせる活動を実施する必要がある。
- ・ 地域や単位ごとで地域特性を反映した役割や動きが必要である。
- ・ 災害マップ作成や防災訓練も重要だが、自分の身は自分で守るという根本の意識・姿勢を促す啓発等を推進する必要がある。
- ・ 東日本大震災だけでなく過去の震災を教訓とする必要がある。

## ⑦帰宅困難者問題

- ・平成15年度の東海、東南海連動の想定では、6万人の帰宅困難者が発生することが予測されており、帰宅困難者の問題についても検討する必要がある。
- ・食糧6万食分の用意や帰宅支援ルートマップもコンビニ等に設置するとしているが、現状では受入先は避難所や事業所待機であり、大きな問題である。

## ⑧議員の役割

- ・議員については、地域の声を行政に繋げるパイプ役としての役割があり、市民に情報を正確に伝えることが重要である。

## ⑨災害時の医療救護体制の確立

- ・地震発生時には、医師会員は市医療救護計画に基づき参集することになっているが、医師会員の防災訓練等への参加者が少なく、実効性が疑問である。
- ・訓練を実施していることすら知らない医師もいると考えられるので、医師会に任せただけでなく、市が医師会へ積極的に投げかけを行うなど訓練の周知や医師会員同士の連携・促進等を図る必要がある。
- ・応急救護所は交流館、支所等となっているが、建物が使えない場合の対応や計画について検討する必要がある。特に、診察用テントの保有、保管などや雨天時における医薬材料の管理保管などしっかり準備する必要がある。
- ・タイの洪水被害の報道では避難所にドーム型テントを多数設置している映像があったが、プライバシーも守れ、費用負担も少ないと思われるので、備蓄備品に加えるよう検討する必要がある。

## ⑩条例制定に係る要望

- ・現在、自助、共助等を主として、市民参加に重点をおいた条例制定の取組等が進められているが、市民への意識啓発を中心とした実効性を伴う内容となるよう要望する。
- ・また、議会としてもその責務や果たすべき役割を検討しているところであるので、条例の制定にあたっては情報等連携のうえ進めるよう要望する。

## ⑪中山間地域孤立化に対する対応策

- ・中山間地域では地域的、地理的特性として、次のような危険性や困難性がある。
  - ア 地形的要因による土砂災害の多発や現地確認、復旧時における二次災害
  - イ 国道等寸断時の迂回路の不足と迂回路における山崩れ等
  - ウ 交通遮断に伴う孤立化
  - エ 山間エリアで目標物がないことによる災害箇所の特定制

- ・特に、情報伝達に関しては、次のような問題がある。
  - ア 防災行政無線の可聴区域が狭く、重要な情報を市民に伝達することが困難
  - イ 遠隔の避難所等に対する情報提供手段の不足
  - ウ 市、県、警察、消防団等、関係機関における情報共有の仕組みが不完全
- ・また、災害時における支所体制については、次のような課題がある。
  - ア 道路の寸断により特に遠方の職員が参集できず、災害時の体制及び人員確保が困難
  - イ 警察・マスコミ等の照会対応に追われ、人員不足で情報収集、現地調査、避難指示等が困難
  - ウ 道路、水道等の施設に関する専門知識がなく、迅速な対応が困難
  - エ 合併により支所体制が縮小しており、情報伝達を含め、災害が発生したときの職員体制が不十分である。特に、地元出身の支所職員が減少し、電話通報等では現場状況の把握が困難
- ・以上から、中山間地域については、次の対策に優先的に取り組む必要がある。
  - ア 災害対策本部（地区対策班）の体制の確保
  - イ 防災行政無線戸別受信機の整備
  - ウ 関係機関における情報共有・伝達の仕組みの構築
  - エ 集落の孤立化に備えた備蓄物資の充実と供給手段の確保



## 5 提 言

これらの調査結果を踏まえ、本委員会は、本市における東海地震、南海地震及び東南海地震対策やこれらの連動地震対策並びに大規模又は突発的な災害対策の充実を図り、市民の生命と財産を守る実効性の高い対応策とするべく、今後、取り組むべき主たる事項について、次のとおり取りまとめを行った。

### ● 提言事項 I

最初に、調査研究事項の「今後の防災体制（危機管理）のあり方について」は、次のとおり提言する。

#### （1）災害時の情報伝達体制の整備

防災行政無線については、交信機能や情報伝達機能など機能の有用性は十分に認められるものの、調査結果から「市全域をカバーできていない」、「災害時に雨音等で十分聞こえない」など地域によってはその有用性が達成できていない。また、携帯電話を用いた災害メールサービス（エリアメール）による情報伝達についても高齢者などそもそも携帯電話を使わない場合の対応や仮に加入していても登録者数そのものが少ないなどの問題点も多いことを確認した。

以上のことから、「災害時の情報伝達体制の整備について」提言する。

- 防災行政無線には前述のような点から市全域をカバーできていないなど、特に遠隔の山間地域をはじめ広域な市域を有する本市の特性から、多様な情報伝達方式（エリアメール、ケーブルテレビ、コミュニティFM等）を用いて情報伝達手段を確立し情報が確実に地域全域に届くことを検証するとともに、緊急告知FMラジオや衛星携帯電話の配備等により確実な災害情報の提供と土砂災害等による道路通行遮蔽による孤立対策等のため情報伝達体制を整備すること。
- 地域的な特性を考慮した災害情報伝達システムを構築し、市民への広報活動を効果的に行うこと。

#### （2）実践的な防災訓練の実施

防災訓練については、中学校区を単位に実施する市民総合演習と各自治区を単位に結成する自主防災組織が実施する防災訓練があるが、訓練が形骸化し、かつ実践的な訓練とはいえず、訓練自体も行事化している。また、減災には平常時における対応や訓練が大切であること、さらには市民への意識啓発という観点から防災訓練への市民の全員参加を基本とする必要があることを確認した。

- 地域全体の防災力を高めるため、行政や消防など防災関係機関が中心となった防災訓練だけでなく、自主防災組織が中心となった避難所開設や運営訓練など実践に近い多様な防災訓練を実施する必要があること。また、啓発の観点から市民参加を強く推進するなど防災訓練のあり方について検討すること。
- さらに、大規模な災害時に備えた防災訓練等（避難支援、避難行動等の基準を含む。）の初動マニュアルやガイドラインを最優先で整備すること。

- 地域力が減災につながる要素であるといわれていることから、平常時から地域の連携（コミュニケーション）や支えあいなど共助の推進が図れるよう防災訓練等地域活動支援をさらに推進すること。

### （3）中山間地域対策の充実

中山間地域においては、地理的特性として土砂災害等が多発し、道路の寸断や通信手段の途絶による集落の孤立という事態や過疎化という地域特性から高齢単身世帯の増加に伴う情報伝達の困難性に加えて、避難誘導等を支援する消防団員等の組織の弱体化という課題がある。

また、地形的に防災行政無線の可聴区域が狭く、重要な災害情報を伝達することが困難であるうえに、遠隔の避難所等への情報提供手段の不足や防災関係機関との情報共有の仕組み自体が不完全という課題もある。

さらには、合併後、支所の職員体制が縮小しており、情報伝達を含め、災害発生時の職員体制が不十分との意見もある。当然に、災害時の職員配置も必要最小限であり災害対応に十分な体制となっていない。加えて、道路通行網遮断という事態には特に遠方に住む職員の参集が困難であるうえに、道路、水道等の施設に関する専門知識を有する職員に限られるため、迅速な対応が困難な状況にある。

- 中山間地域においては、土砂災害等が多発し、道路交通網の寸断や情報通信の途絶により、多数の孤立集落が発生することが懸念されるため、孤立対策やライフラインの復旧方策について、関係機関とともに十分に検討し、その充実を図ること。

特に、情報伝達については、防災行政無線戸別受信機の整備、防災関係機関との情報共有や伝達の仕組みを構築すること。

- 物資の備蓄や補給体制については、広域的な被害による周辺からの物資輸送が困難になることを考慮のうえ、避難生活支援対策が着実に実施できるよう地域ごとに必要となる物資の備蓄や調達に関する具体的な計画を策定すること。あわせて、避難所などへの補給体制の確保などについても、具体的な対応策を検討すること。

- 災害時における対応を迅速に遂行するため、必要最小限の要員が確実に配置できるよう職員の配備体制を確立すること。職員の支所近辺への居住の検討や支所近隣に在住する退職職員の活用策も含めて配備体制を検討すること。

## ● 提言事項 Ⅱ

続いて、本委員会は巨大地震や大規模災害時における議会、議員のとりべき行動等とともに、本市がとる防災体制（危機管理）とのかかわり方について調査研究を行った。

### （１）市議会の災害対策本部設置要綱の必要性

大規模災害時において、議員のとりべき行動や役割については、明確に定められた法令等は存在しないため、具体的な行動基準を示すマニュアル等の整備が必要であること。また、議会としても議員間の速やかな情報の共有や議員相互に連携して効果的な活動を行うことができるよう議会災害対策本部の設置を検討すべきことが議論にあがったところである。

特に、本市は6町村の合併によって山間地域を抱える広大な市域を有することとなり、各議員が全市域の情報を迅速に入手しにくい状況にあるなど、非常時における的確な情報の一元化や情報共有は必要かつ重要なことである。

また、災害時には議員の役割として何より正確な情報を地域へ届け、かつ地域の被害状況等を市へ報告するなど情報の受発信は非常に大切な役割であるとの見解で委員全員の意見が一致したところである。

その結果、本委員会において大規模災害時における議会、議員のとりべき行動について、要綱の制定など行動基準を制度化する必要があるとの結論に至った。

なお、議会が災害時の対策本部体制や本部設置要綱を定めている例は少なく、今回、視察調査を行った中越大震災を経験した長岡市、三条市においても制定していなかった。

以上の状況から、本委員会が設置目的を踏まえて、設置要綱を制定している安城市議会へ視察調査等を行い、大規模災害時における議会、議員のとりべき行動についての基準として豊田市議会地震等災害対策本部設置要綱（案）を策定したところである。

## 豊田市議会地震等災害対策本部設置要綱（案）

### 豊田市議会地震等災害対策本部設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市議会地震等災害対策本部（以下「本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）初動期 発生日から起算して概ね3日目までの期間
- （2）中期 発生日から起算して概ね4日目から7日目までの期間
- （3）後期 発生日から起算して概ね8日目以降の期間

（本部の設置）

第3条 豊田市議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の大災害により豊田市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置された場合において、これに協力するため必要と認めるときは、豊田市議会内に本部を設置する。

（本部の構成）

第4条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を総括し、本部員を指揮監督する。
- 3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 本部員は、各会派の代表及び常任委員会（予算決算委員会を除く。以下同じ）の委員長をもって充てる。
- 5 本部員は、本部長及び副本部長を補佐するとともに、本部長の命を受け本部の事務に従事する。
- 6 本部長は、災害等の程度を勘案のうえ、必要に応じて本部員を招集する。この場合において、本部長は、随時に議員を本部員の要員として追加招集する。

（本部の事務）

第5条 本部は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- （1）議員の安否等の確認
- （2）市対策本部から災害情報の報告を受け、各議員に情報提供を行うこと。
- （3）災害情報を収集、整理し、市対策本部に提供すること。
- （4）被災地、避難場所等の状況調査
- （5）市対策本部と協力し、円滑な災害対策の推進を図ること。
- （6）必要に応じて、国、県等へ要望を行うこと。

(議員の行動)

第6条 本部が設置された場合の議員（本部長、副本部長及び本部員を除く。）の行動は、次のとおりとする。

区分	議員の行動
初動期 ・中期	(1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を本部に報告し、連絡体制を確立すること。 (2) 被災地における支援活動等に関すること。 (3) 本部及び市対策本部の情報交換に関すること。 (4) 被災地、避難所等における状況調査に関すること。 (5) 被災地、避難所等における情報収集及び要請事項の報告に関すること。 (6) 被災者に対する相談及び助言に関すること。
後期	次条第6項に規定する各班の所掌事務に関すること。

(班の構成等)

第7条 後期においては、本部に企画総務班、生活社会班、教育次世代班、環境福祉班及び産業建設班を置く。

- 2 各班は、班長、副班長及び班員をもって構成する。
- 3 班長は、各常任委員会の委員長をもって充て、班を代表し、その事務を総括する。
- 4 副班長は、各常任委員会の副委員長をもって充て、班長を補佐し、班長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 班員は、各常任委員会（委員長及び副委員長を除く。）の委員をもって充てる。
- 6 各班の所掌事務は、次表のとおりとする。

班名	所掌事務
企画総務班	市対策本部の災害対策本部事務局、危機管理対策部、総務・情報対策部及び広報・被害調査対策部並びに現地対策本部に関すること。
生活社会班	市対策本部の地区対策部、上下水道対策部及び消防対策部に関すること。
教育次世代班	市対策本部の子ども・ボランティア対策部及び教育対策部に関すること。
環境福祉班	市対策本部の環境対策部及び福祉保健対策部に関すること。
産業建設班	市対策本部の産業対策部、建設対策部及び都市整備対策部に関すること。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

■ 豊田市議会地震等災害対策行動基準（案）

■ 地震等災害の発生時及び発生が予想される場合の豊田市議会議員の災害対策時の行動を示すものである。

災害対策時の行動			
	議員	本部	
初動期	1 情報収集 (1) 市対策本部と連携、情報収集 (2) 議員の所在確認、連絡体制の確立 (3) 議員による情報収集 (4) 議員への情報提供	●本部設置後は、本部の指示により行動する。 ○本部の必要に応じて参集する。 ○その間、地域で情報収集、活動支援等を行う。 (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を本部に報告し、連絡体制を確立する。 (2) 各地域の被災地における支援活動等を行う。 (3) 本部及び市対策本部と情報交換を行う。 (4) 被災地、避難所等における状況調査を行う。 (5) 被災地、避難所等における情報、要請事項等について、本部へ報告、連絡を行う。 (6) 被災者に対する相談、助言等を行う。	●豊田市議会内に本部を設置する。 ○本部長及び副本部長は参集する。 ○本部員は必要に応じて参集する。 ○議員は必要に応じて追加参集する。 (1) 議員の安否等の確認を行う。 (2) 市対策本部から災害情報の報告を受け、各議員に情報提供を行う。 (3) 災害情報を収集、整理し、市対策本部に提供する。 (4) 被災地、避難場所等の状況調査を行う。 (5) 市対策本部と協力し、円滑な災害対策の推進を図る。 (6) 必要に応じて、国、県等へ要望を行う。
中期	2 情報共有（情報交換など） (1) 全員協議会等での議員への説明・報告 (2) 市からの情報提供・市への情報提供  3 調査・支援 (1) 被災地、避難所等の調査、支援 (2) 被災地、避難所等の情報、要請事項等の報告連絡。支援方法・支援体制の整理 (3) 被災者に対する相談、助言等	●本部及び班長の指示により行動する。 ○引続き、前記（3）から（6）までを行う。	●本部に企画総務班、生活社会班、教育次世代班、環境福祉班及び産業建設班を設置する。 (1) 全員協議会を開催する。 (2) 防災対応に係る特別委員会を開催する。 (3) 被災地、避難所等の視察を行う。 (4) 市へ要請を行う。 (5) 国・愛知県等へ要望等を行う。 (6) 臨時会を開催する。
後期	4 支援体制・運営の円滑化 (1) 各班で支援体制の確立 (2) 引続き被災地、避難所等の調査、支援の充実  5 復興支援の具体化 (1) 各班で調査事項の整理、市と連携 (2) 市へ復興支援策の提示 (3) 臨時会等開催 6 復興計画 (1) 国、県等への要望等 (2) まちづくり計画等の見直し (3) 地域への情報発信		
	(1月後)		
	(3月後)		

初動期（初動態勢） 発災1日目から概ね3日目まで

中期（応急態勢） 発災後おおよそ1週間まで

後期（復旧態勢） 発災後おおよそ1週間以降

■豊田市災害対策本部非常配備体制と連動した議員の行動・対応マニュアル（案）

■ 議員の行動・対応マニュアルは、議員間の円滑な情報共有や議員相互の連携による効果的な活動を行うことを目的とする。

（初動期）【地震災害 非常配備体制】

区分	事務局の対応等	議員の行動、対応	
第1非常配備体制	<p>※東海地震関連情報（臨時）が発表された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部より情報収集</li> <li>・収集した情報を市議会議員、国、県議会議員へ</li> <li>・情報伝達（FAX、携帯電話、固定電話）</li> </ul>	<p>（危機管理対策部副部長 局長）</p> <p>危機管理対策部議会班 1 班班長 局長補佐 2 班班長 主幹 1 3 班班長 主幹 2</p>	<p>（本部長 議長） （副本部長 副議長）</p> <p>必要に応じ （本部員）</p> <p>1 会派の代表 2 常任委員会の委員長 又は副委員長</p>
	<p>※市内で震度4を観測した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（対応は同上）</li> </ul>		
第2非常配備体制	<p>※東海地震注意情報に至ると思われる情報が発表された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（対応は同上）</li> </ul>	<p>（危機管理対策部副部長 局長）</p> <p>危機管理対策部議会班 （管理職以上）局長補佐 主幹 副主幹 班員</p> <p>（地区対策班、避難所対策班除く。） （調整担当）</p>	<p>（本部長 議長） （副本部長 副議長）</p> <p>必要に応じ （本部員）</p> <p>1 会派の代表 2 常任委員会の委員長 又は副委員長 （全議員）</p> <p>※中山間地域の議員は、現地災害対策本部（支所、コミセン、交流館等）へ参集</p>
	<p>※市内で震度5弱を観測した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（対応は同上）</li> </ul>		
第3非常配備体制	<p>※東海地震注意情報が発せられた場合</p> <p>※東海地震警戒宣言が発令された場合</p> <p>※市内で震度5強以上を観測した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（対応は同上）</li> </ul>	<p>全職員 （地区対策班、避難所対策班除く。）</p>	<p>同 上</p> <p><b>※（詳細は、次頁別掲）</b></p>

（中期・後期）

応急活動期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部より被災状況情報の収集</li> <li>・各地区拠点施設との連絡により議員状況を把握（各拠点施設又は携帯電話による連絡）</li> <li>・議員へ活動情報の伝達（FAX）</li> </ul>	<p>班長…局長補佐 集合職員 （地区対策班、避難所対策班等を除く。）</p>	<p>班長 常任委員会の委員長 副班長 " の副委員長 班員 " の委員</p> <p>※現地災害対策本部（支所、コミセン、交流館等）参集議員等を除く。</p>
收拾期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部より活動状況の収集</li> <li>・議員へ活動情報の伝達（FAX）</li> </ul>	同 上	同 上
回復期	同 上	同 上	同 上

※（別掲）

■大規模地震発生時の議員行動マニュアル（案）

■初動時の参集及び活動基準

議員は、テレビ・ラジオ等の報道の情報や自宅周辺の被害状況等により判断し、原則として次の基準に基づき行動する。なお、豊田市議会災害対策支援本部（以下「本部」という。）が設置された場合は、本部の指示に基づき行動する。

震度	参集基準
・震度5弱以上	<p>【本部】</p> <p>本部長及び副本部長は、市役所へ参集する。</p> <p>※ 本部員は、必要に応じて市役所へ参集する。</p> <p>※ 議員は、必要に応じて市役所へ追加参集する。</p>
・震度5強以上	<p>※ 中山間地域の議員は、現地災害対策本部（支所、コミセン又は交流館等）へ参集する。</p> <p>※ 参集できないときは、本部との連絡体制等を確立する。</p>

■参集及び活動時の留意事項

(1) 服装、携行品

防災活動に支障のない安全な服装とし、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ、筆記用具、メモ帳等必要な用具等をできるかぎり携行する。また、個人用として、食料、飲料水等を携行する。

(2) 交通手段

原則として徒歩、自転車、バイクを利用する。

(3) 緊急措置

火災、人身事故等緊急事態に遭遇したときは、人命救助等適切な措置をとる。

(4) 被害状況等の収集

各議員は、被害状況や災害状況の情報収集を行う。

震度階級	状況
震度4	ほとんどの人が恐怖を感じ、身の安全を図り始める。座りの悪い置物が、倒れることがある。
震度5弱	ほとんどの人が恐怖を感じ、歩行に支障が出始める。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。
震度5強	恐怖を感じ、大抵の人が行動を中断する。戸が外れたり、開閉できなくなる。固定していない家具が倒れることがあり、窓ガラスが割れたり、補強していないブロック塀が崩れることがある。
震度6弱	立っていることが困難になる。固定していない重い家具が動いたり、転倒する。開かなくなる戸が多い。かなりの建物で、窓ガラスが割れ、壁のタイルが落下する。
震度6強	立っていることができず、はわなないと動くことができない。耐震性の低い住宅は、倒壊するものが多くなる。
震度7	落下物や揺れに翻弄されて自由意志で行動できない。家具は揺れにあわせて移動し、耐震性の高い住宅、建物でも傾いたり、大きく破壊されるものがある。



## 6 おわりに

平成23年3月11日の東日本大震災は、日本にとって物質的にも精神的にも大きな被害をもたらしました。そうした状況の中で、日本人としての誇りや自制心で大きな被害をその心で受け止め、新たな道を切り開くべく模索しているところです。

本委員会は、こうした大災害に対して議員として、あるいは議会として何ができるかを系統だてて構築すべく設置され、あるいは、豊田市における災害に対する危機管理体制はこれで十分か、という視点で設置されたものと理解しています。

今回は「災害対策」ということで調査研究してきましたが、本来は「危機管理体制のあり方」から調査し、その一環として「災害対策」があるという考え方の方が理解されやすいと考えます。そもそも豊田市における「危機管理」は、「豊田市」で起きる様々な「危機」に対して対応すべきです。その中には公用車などによる事故、職員による不祥事、公共建築物の建替え（財政措置）などなど種々さまざまですが、そうしたことに対応できる行政が今後求められると考えます。

今回の調査研究が、更なる危機管理体制の充実へとつながることを切望し、本委員会のまとめとする。

最後に、本委員会の調査研究半ばで亡くなられた山田和之委員のご冥福をお祈りいたします。



# 参 考 資 料

## 1 防災行政

### (1) 主な法体系

災害予防	災害応急対策	災害復旧
災害対策基本法		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川法</li> <li><b>【土砂災害対策】</b></li> <li>・砂防法</li> <li>・地すべり等防止法</li> <li>・急傾斜地災害防止法（※1）</li> <li>・土砂災害防止法（※2）</li> <li><b>【地震災害対策】</b></li> <li>・大規模地震対策特別措置法</li> <li>・地震防災対策特別措置法</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">災害救助法</div> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>【火災対策】</b></li> <li>・消防法</li> <li><b>【水害対策】</b></li> <li>・水防法</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・激甚災害法（※3）</li> <li>・被災者生活再建支援法</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

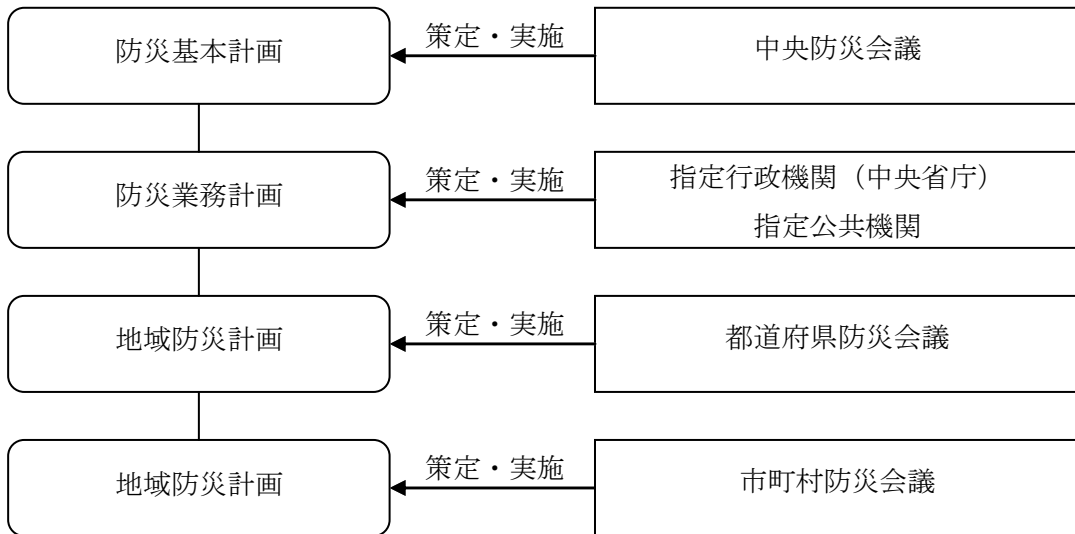
※1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

※2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

※3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

### (2) 防災計画の体系

災害対策基本法に基づき作成される。



### (3) 豊田市地域防災計画

#### ア 風水害等災害対策計画

##### 【構成】

- ・ 総則（目的・方針、市の特質・災害要因、災害想定）
- ・ 災害予防（防災協働社会の形成推進、水害予防対策、中山間地等における孤立対策、避難者・災害時要援護者対策等）
- ・ 災害応急対策（組織の動員配置、情報の収集・伝達、応援協力・派遣要請、救出・救助対策、ライフライン対策等）
- ・ 災害復旧（民生安定、災害復旧対策）

#### イ 地震災害対策計画

##### 【構成】

- ・ 総則（目的・方針、市の特質・災害要因、被害想定等）
- ・ 災害予防（防災協働社会の形成推進、建築物等の安全化、中山間地等における孤立対策、避難者・災害時要援護者対策等）
- ・ 災害応急対策（活動態勢（組織の動員配置）、情報の収集・伝達、応援協力・派遣要請、救出・救助対策、ライフライン対策等）
- ・ 災害復旧（民生安定、災害復旧対策、震災復興都市計画）
- ・ 東海地震に関する事前対策（災害対策本部の設置、資機材・人員の配備手配、発災対策、応援要請等）

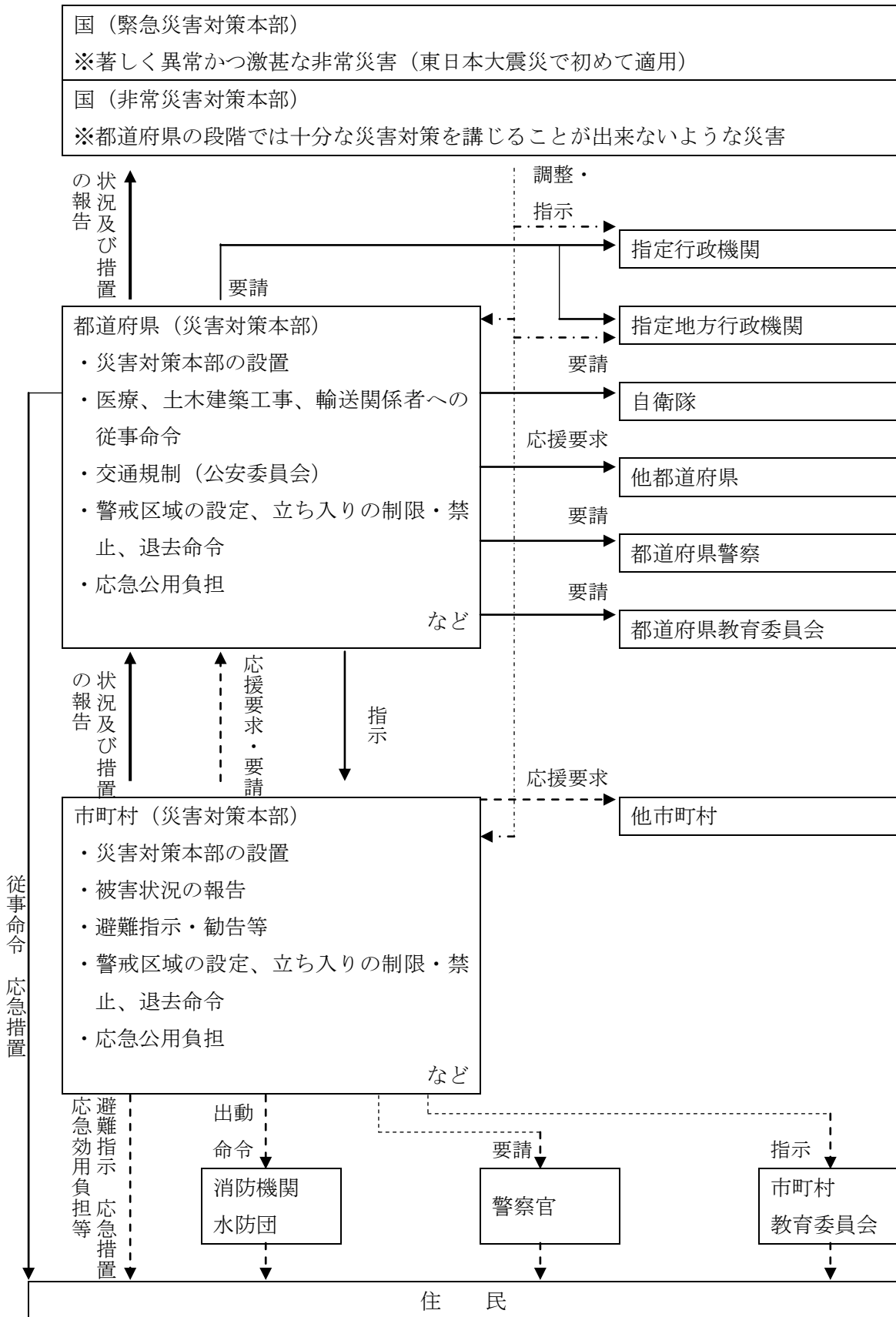
#### ウ 付属資料編

##### 【構成】

- ・ 注意すべき自然的・社会的条件
- ・ 必要な施設・設備等
- ・ 物資の備蓄及び調達
- ・ 機械の保有及び調達
- ・ 輸送車両等の保有状況等
- ・ 要員の確保
- ・ 防災組織等
- ・ 協定書・覚書等 など

(4) 大規模災害対応の概要

■災害対策基本法に基づく役割



## 2 豊田市災害対策本部

### (1) 災害対策本部体制

本部員会議	本部長 : 市長 副本部長 : 副市長、事業管理者、教育長 本部員 : 部長級
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">災害対策本部事務局</div>	
危機管理対策部	本部員会議運営班、報道班、企画班、議会班
総務・情報対策部	情報集計班、情報受理班、情報収集班、庶務班、人事班、管財班、契約班、出納班
広報・被害調査対策部	広報・被害調査1班～5班
地区対策部	地域情報総括班、自治区対策班、外国人対策班、高橋支所班、高岡支所班、地区対策班(26)、避難場所運営班(114)
子ども・ボランティア対策部	ボランティア総括班、ボランティア支援班、保育班
環境対策部	環境政策班、環境保全班、廃棄物対策班、ごみ減量推進班、清掃業務班、清掃施設班
福祉保健対策部	総務班、保健活動班、生活福祉班、高齢福祉班、障がい福祉班、保健衛生班、感染症予防班、医療保険年金班、地域保健班
産業対策部	産業労政班、商業観光班、農政班、農地整備班、森林班、卸売市場班
都市整備対策部	都市計画班、交通政策班、都市整備班、都市再開発班、開発審査班、建築相談班、建築住宅班
建設対策部	道路班、河川班、公園班、地域建設班、木瀬ダム班
消防対策部	消防指揮統制班、消防情報受理班、消防情報整理班、消防情報連絡班、消防通信指令班、足助消防班、北消防班、中消防班、南消防班
上下水道対策部	総務班、広報班、給水班、管路班、施設班、地水班、下水班
教育対策部	教育行政班、文化振興班、文化財班、スポーツ班、図書館班、美術館班、学校教育班、保健給食班

(2) 配備基準

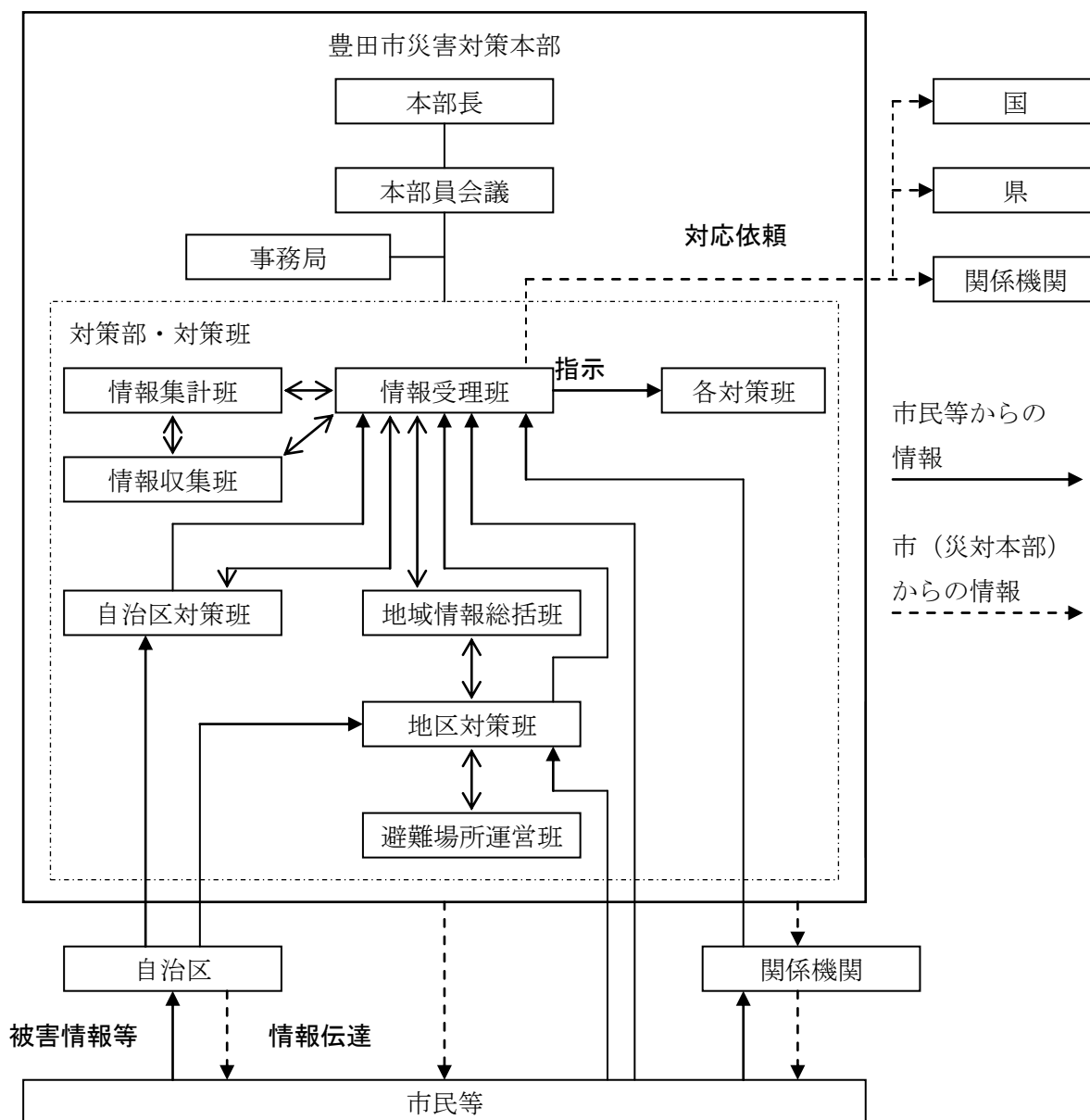
ア 風水害等

区分		配備基準
準備体制		1 大雨注意報又は洪水注意報が発表された場合 2 台風以外の気象現象による暴風警報が発表された場合 3 災害対策本部事務局長が必要と認めた場合 (竜巻注意情報発表、河川水位の上昇時など)
災害対策本部	第1非常配備体制	1 大雨警報又は洪水警報が発表された場合 次の場合で、本部長が必要と認めたとき 2 突発的な災害等が発生した場合 3 小規模な災害の発生が予想される場合
	第2非常配備体制	次の場合で、本部長が必要と認めたとき 1 台風による暴風警報が発表された場合 2 局地的に災害が発生した場合又は発生が予想される場合 3 矢作川はん濫注意情報(洪水注意報)が発表された場合 4 土砂災害警戒情報が発表された場合
	第3非常配備体制	次の場合で、本部長が必要と認めたとき 1 広域的に災害の発生が予想される場合 2 矢作川はん濫警戒情報(洪水警報)が発表された場合
	第4非常配備体制	次の場合で、本部長が必要と認めたとき 1 広域的に災害が発生した場合 2 市域全域にわたる甚大な災害が予想される場合

イ 地震災害

区分		配備基準
災害対策本部	第1非常配備体制	東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表された場合
		市内で震度4を観測した場合
	第2非常配備体制	次の場合で、本部長が必要と認めたとき 東海地震に関連する調査情報(臨時)において東海地震注意情報に至ると思われる情報が発表された場合
		市内で震度5弱を観測した場合
	第3非常配備体制	1 東海地震注意情報が発せられた場合
		2 警戒宣言が発令された場合
	市内で震度5強以上を観測した場合	

(3) 情報伝達・応急対応体制



(4) 避難場所

避難場所	内 容
ア 指定避難場所	豊田市が指定する避難場所。避難場所運営班が配備され、資機材等の整備を行う。
イ 一時避難場所	自治区が確保する、指定避難場所へ安全に避難できない場合の一時的な避難に使用する場所又は集団避難する際の一時的な集会所

(5) 災害用備蓄

災害用備蓄	内 容
ア 地区防災倉庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 17箇所に設置</li> <li>・ 主に生活用品、資機材等を分散備蓄</li> </ul>
イ 交流館防災倉庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旧市内20交流館に設置</li> <li>・ 旧町村地区は支所設置の地区防災倉庫</li> <li>・ 主に非常食、飲料水等を分散備蓄し、必要に応じて地区内の避難場所に輸送</li> </ul>

ウ 指定避難場所防 災用倉庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定避難場所の小中学校等77箇所に整備</li> <li>・主に避難場所運営用品等を備蓄</li> </ul>
-------------------	---

### 3 風水害、土砂災害

#### (1) 特に警戒する河川

河川名	内 容	水位観測局
矢作川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通大臣が水防警報を行う河川</li> <li>・洪水予報の発令される河川（国土交通大臣指定）</li> </ul>	高橋
逢妻川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事が水防警報を行う河川</li> <li>・洪水予報の発令される河川（知事指定）</li> </ul>	—
籠川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位情報の周知河川（知事指定）</li> </ul>	京町
逢妻女川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位情報の周知河川（知事指定）</li> </ul>	千足
逢妻男川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県水防テレメータ水位観測局</li> </ul>	若林

#### (2) 過去の風水害

##### ア 昭和47年7月豪雨災害（昭和47年7月）

###### 【人及び家屋の被害状況】

市町村	死 者 (人)	住家の被害 (棟)				
		全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	一部損壊
豊田市	9	37	45	1,492	2,821	99
藤岡町	20	79	49	54	375	380
小原村	31	127	145	169	419	159
足助町	3 行方不明1	11	8	2	6	85
旭町	—	10	8	14	54	—
計	64	264	255	1,731	3,675	723

##### イ 東海豪雨災害（平成12年9月）

###### 【人及び家屋の被害状況】

市町村	死 者 (人)	住家の被害 (棟)				
		全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	一部損壊
豊田市	1	—	5	193	369	—
藤岡町	—	—	—	—	1	—
小原村	—	—	—	1	6	—
足助町	—	—	1	13	25	6
旭町	—	—	—	11	21	2
下山村	—	—	—	2	6	—
稲武町	—	4	6	26	65	—
計	1	4	12	246	493	8



ウ 稲武地区突発災害 (平成19年7月)

【大雨・洪水警報・注意報等】

	気象区分	種 別	発 表	解 除
7月12日(木)	西三河北西部	大雨・洪水警報	11時42分	18時11分
		大雨・洪水注意報	17時15分	
	西三河北東部	大雨・洪水注意報	11時42分	

※ 突風により住宅等の屋根瓦の飛散や窓ガラスの破損、倒木などの被害が発生

【降水量】 12日降り始めからの降水量及び最大時間雨量

地 域	累積雨量	時間雨量
西三河北西部	62mm(大畑)	28mm(藤沢)
西三河北東部	61mm(旭)	28mm(足助)
稲武	54mm	27mm

【被害状況】

内 容	被害状況	備 考
(1) 停電	大野瀬地区(約80世帯)を除く稲武地域 約900世帯	13日 2時44分 全世帯復旧
(2) 道路	国道153号(一時通行止)	12日 15時 解除
	市道8路線(一時通行止)	12日 17時 解除
	林道4路線(一時通行止)	13日 12時 解除
(3) 住宅	34戸(半壊1戸、屋根等の破損33戸)	
(4) 非住宅	30件(全壊4件、半壊4件、一部破損22件)	
(5) けが人	1名(軽傷)	

(3) 土砂災害警戒区域等

	土砂災害警戒区域	
		うち土砂災害特別警戒区域
豊田市	1,383	1,198
愛知県合計	2,663	2,353

※平成23年3月18日告示分まで